

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う施設利用等の留意点について（9月19日以降分）

新型コロナウイルス感染拡大防止に向けて、令和2年9月19日以降に係る当館のご利用等にあたっては、次のとおりとさせていただきます。

※ 本対応は、見直しを行うことがありますので、予めご了承ください。

1 催物開催に当たっての要件等 【参加人数上限 5,000 人】

(1) 大声での歓声、声援等がない催物の場合

この要件に該当することの判断にあたっては、過去の開催実績において、参加者が歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと、また、当館での開催実績がない場合には、別の会場等での開催実績等に基づく十分な説明を求めることがありますので、予めご了承ください。

- ① 席があるなど参加者の位置が固定され、入退場や館内の適切な行動確保ができる催物

【例：会議、講演会、クラシックコンサート、式典 など】

後記「2 感染防止策と適切な行動確保の徹底」を前提に、その利用形態に応じた各施設における収容定員までの参加人数とします。

- ② 参加者が自由に移動できるものの、入退場や館内の適切な行動確保ができる催物

【例：展示会、即売会、商談会 など】

後記「2 感染防止策と適切な行動確保の徹底」を前提に、その利用形態に応じた各施設における収容定員までの参加人数とします。

なお、最低限人と人が接触せず、密が発生しない程度の間隔を空けてください。

(2) 大声での歓声、声援等が想定される催物の場合

- ① 席があるなど参加者の位置が固定され、入退場や館内の適切な行動確保ができる催物

【例：ロック・ポップコンサート、スポーツイベント など】

後記「2 感染防止策と適切な行動確保の徹底」を前提に、その利用形態に応じた各施設における収容定員の50%を超えることもありえます。

異なるグループまたは個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はありません。

- ② 参加者が自由に移動できるものの、入退場や館内の適切な行動確保ができる催物

【例：ロック・ポップコンサート、キャラクターショー など】

後記「2 感染防止策と適切な行動確保の徹底」を前提に、その利用形態に応じた各施設における収容定員の50%までとします。

なお、十分な人と人との間隔（1m以上）を空けてください。

- 注1 例は参考であり、個別催物の態様に応じての判断となります。
- 注2 参加人数は、1催物当たりの人数です。
- 注3 参加人数は、主催者等を含む総人数です。
- 注4 屋外展示場については、屋内使用施設の人数を適用します。
- 注5 各施設の収容定員は、別表を参照願います。

## 2 感染防止策と適切な行動確保の徹底

施設をご利用いただく際は、次のA～Mに記載の「感染防止策と適切な行動確保の徹底」を遵守していただくことが前提となります。

- A 参加者全員のマスク着用（熱中症等の対策が必要な場合を除く）  
※マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
- B 手指消毒及び手洗いの徹底（消毒液等は主催者にて準備）
- C 参加者及び出演者の制限（検温の実施、有症状がみられる参加者及び出演者の退室・退館及びその際の払い戻し措置等の規定整備）
- D 扉等の開放による換気の実施（音漏れに留意）
- E 参加者の把握（参加者全員の氏名、連絡先を把握する対策の実施）
- F 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード促進
- G 大声の抑止（大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう人員体制等を整備）
- H 密集の回避（入退場時、休憩時間や待合場所等を含めた三密（密集・密接・密閉）防止の徹底）
- I 混雑時における入場制限
- J 飲食の制限（参加者間における一定スペースの確保及びアクリル板等の設置による飛沫感染防止等を行ったエリア以外での飲食制限、休憩時間中及び催物前後の食事等による感染防止の徹底）
- K 飛沫感染リスクの排除（演者と参加者まで一定距離を確保（2 m以上）、及び商談時など距離を確保できずに対面する場においてはフェイスシールドを着用、またはビニールカーテンやアクリル板等を設置）
- L 催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
- M 業種別ガイドラインの遵守
- ※ 業種別ガイドライン：  
・新型コロナウイルス感染症禍におけるMICE開催のためのガイドライン  
<https://jp-cma.org/news/5146/>

・展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン

<https://www.nittenkyo.ne.jp/>

### 3 県への事前相談

全国的な移動を伴う催物または参加者が1,000人を超えるような催物の開催を予定する場合には、開催要件等について県に事前相談する必要があります。

詳しくは、県のHPをご覧くださいとともに、当館までお問い合わせください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

### 4 適用期間

令和2年9月19日（土）～11月30日（月）まで

その後の対応、または変更が生じたときは、別途決まり次第、お知らせいたします。

令和2年9月19日

福島県産業交流館